

瑞浪市公益通報の対応に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し、通報等に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における適正の確保に資するものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (2) 市職員等 前号に規定する市職員、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者、市の出資する団体の役員及び職員、市から業務を受託し、又は請け負った事業者の役員及び従業員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市が指定した指定管理者の役員及び従業員並びにこれらのものであった者をいう。
- (3) 通報等 市職員の職務に係る法令（条例、規則その他の規程を含む。）の遵守及び倫理の保持に関する通報及び相談をいう。
- (4) 通報者 通報等をした者をいう。

(通報等の範囲)

第3条 市長は、市の行政運営の適正を確保するため、市職員等及び本市の住民等から法第2条第1項に規定する公益通報その他の通報等を広く受け付けるものとする。

(通報者の保護)

第4条 市長は、通報者（市職員に限る。以下この項及び次項において同じ。）が通報等をしたことを理由として、通報者に対して、懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 管理又は監督の地位にある市職員は、通報者が通報したことにより職場の環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督をしなければならない。

3 市長は、通報者（市職員を除く。）が通報等をしたことを理由として、その労務提供先の事業者から懲戒処分その他不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めるものとする。

4 市長は、通報者に対して通報等をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。正当な理由なく、通報等に関する秘密を漏らした市職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した市職員についても同様とする。

（通報等への対応に関与した者の責務）

第5条 通報等への対応に関与した者（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報者の個人情報その他通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。

（利益相反関係の排除）

第5条の2 通報等への対応に関与する者は、自己が関係する通報等への対応に関与してはならない。

2 市長は、通報等に対応するときは、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（通報等の窓口）

第6条 市職員等からの通報等を受け付けるため、公益通報相談員を置く。

2 公益通報相談員は、庁内相談員と庁外相談員とし、庁内相談員は総務部総務課長が、庁外相談員は弁護士の資格を有する者がこれに当たる。

3 市長は、総務部総務課に、通報等の対応に必要な適性及び能力を有する

担当者を配置（市職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技術の向上を図るための教育、研修等を十分に行うものとする。

（公益通報委員会）

第7条 通報等に関する事実を調査し、当該通報等に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を提言するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

（1） 副市長

（2） 教育長

（3） 総務部長

（4） 前3号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員長は、通報等の事実を審議するときその他必要に応じて委員会を招集する。

6 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

7 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

（通報等）

第8条 市職員等及び本市の住民等は、公益通報相談員に対して通報等を行うことができる。

2 市職員等及び本市の住民等は、原則として実名で通報等をするものとする。ただし、通報者がやむを得ない理由により匿名で通報等をしたときは、公益通報相談員は通報者に対して調査の結果等を報告しないものとする。

（公益通報相談員による受付）

第9条 公益通報相談員は、通報等があったときは、法及び本規則の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応しなければならない。正当な理由なく通報等の受付又は受理を拒んではならない。

- 2 前項の通報等において、書面、電子メール等、通報者が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報等を受領した旨を通知するものとする。
- 3 公益通報相談員は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報等の場合を除く。）、通報等の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いはないこと、通報等に関する秘密保持されること、個人情報保護されること、通報等受付後の手続の流れ等を通報者に対して説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報等である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 4 公益通報相談員は、通報等を受け付けたときは通報等について内部通報受付票（様式第1号）に記入し、通報者の同意を得て、速やかに委員会に報告するものとする。
- 5 公益通報相談員は、通報等を受け付けた後は、当該通報等に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

（通報等の調査）

第10条 委員長は、公益通報相談員から前条第3項の報告を受けたときは、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査をする旨の判断をしたときは、委員を指名して調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査を命じられた委員は、調査の実施に当たっては、通報等に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 市職員は、委員から通報等に関する調査に協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに誠実に協力しなければならない。

（通報者への報告等）

第11条 通報等を受けた公益通報相談員は、委員会の判断により、通報等に関する事実に関し調査を行うこととした場合はその旨、着手の時期及び調査に要する期間の見通しを、調査を行わないとした場合はその旨及び理由を、通報者に対し、速やかに通知しなければならない。

2 通報等を受けた公益通報相談員は、通報者に対し調査の実施状況を適時報告するものとする。

(是正措置等)

第12条 委員会は、調査の結果に基づき調査の評価、原因の究明等を行い、法令違反等の事実が明らかになったときは是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を市長に提言するものとする。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 通報等を受けた公益通報相談員は、市長が必要な措置をとったときは、その旨を適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく通報者に通知するものとする。

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、通報等の件数、主な内容等について公表するものとする。

(是正措置等の評価)

第14条 市長は、必要な是正措置等を講じた後の適切な時期に当該是正措置等が十分に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に必要な是正措置等を講じなければならない。

(通報等に係る記録の保存)

第15条 市長は、通報等に係る記録を5年間保存するものとする。この場合において、通報等に係る記録は、通報等に関する秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理されなければならない。

(意見又は苦情への対応)

第16条 市長は、通報等の対応に関して通報者又は相談者から意見又は苦

情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

(市職員への周知)

第17条 市長は、市職員に対し、通報等の対応の制度について周知を図るものとする。

2 市長は、通報等したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が不利益な取扱いの内容等に応じて、地方公務員法第49条の2の規定による審査請求、同法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求、苦情相談制度等を利用することができることを周知するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(瑞浪市行政組織規則の一部改正)

第2条 瑞浪市行政組織規則(昭和52年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5条の表総務課の項分掌事務の欄中第21項を第22項とし、第9項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 内部公益通報に関すること。

附 則(平成19年3月7日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成29年9月11日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

公益通報者受付票

受付者： _____

| | | | |
|---------|--------------|-----------|--------|
| 通報受付日 | 年 月 日（ 曜日） | | |
| 通報の方法 | 面 談 | 時 分 ～ 時 分 | |
| | 郵 便 | | |
| | 電子メール | | |
| | その他の方法 | | |
| 通 報 者 | ・（匿名） | 所属部課等 | |
| 通 報 先 等 | ・（連絡等を希望しない） | | |
| 通 報 内 容 | | | |
| 証 拠 書 類 | 有 ・ 無 | 通報受付の通知 | 要 ・ 不要 |
| 備 考 | | | |

通報内容の検討

| | | | |
|-------------|-----------------|-------------|-------|
| 通報内容を裏付ける証拠 | 十分 ・ 不十分 | | |
| 調査開始の必要性 | 有 ・ 無（理由 _____） | | |
| 調査開始の決定日 | 年 月 日 | 調査実施の有無の通知日 | 年 月 日 |

委員会での対応

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 調 査 結 果 | | | |
| 是 正 措 置 | | | |
| 調査結果の通知日 | 年 月 日 | 是正措置の通知日 | 年 月 日 |
| そ の 他 | | | |